

鹿 児 島 県 公 報

令和元年6月21日（金）第14号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

- 鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（※）（水産振興課取扱い） 1
- 鹿児島県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する要綱（※）（財政課取扱い） 1
- 令和元年度自衛官の募集（危機管理課取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（南薩地域振興局取扱い） 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（北薩地域振興局取扱い） 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（大隅地域振興局取扱い） 4

公 安 委 員 会 公 告

- 警備業交通誘導警備業務1級及び同2級検定実施公告（生活安全企画課取扱い） 4

規 則

鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月21日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第4号

鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年鹿児島県規則第88号）の一部を次のように改正する。

第2条後段中「平成31年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第143号

鹿児島県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和元年6月21日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県地域総合整備資金貸付要綱（平成2年鹿児島県告示第1811号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第3項中「平成35年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附則第4項中「平成31年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この要綱は、令和元年6月21日から施行する。

鹿児島県告示第144号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、令和元年度第4次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和元年6月21日

鹿児島県知事 三反園訓

1 募集種目

- (1) 男子
自衛官候補生
- (2) 女子
自衛官候補生

2 募集期間

- (1) 男子
令和元年7月1日から同年9月6日まで
- (2) 女子
令和元年7月1日から同年9月6日まで

3 試験期日

- (1) 男子筆記試験
令和元年9月21日
- (2) 男子口述試験及び身体検査
本土 令和元年9月17日から同月20日の間で指定する1日
離島 令和元年9月19日から同月20日の間で指定する1日
- (3) 女子筆記試験
令和元年9月21日
- (4) 女子口述試験及び身体検査
令和元年9月20日

4 応募年齢

令和2年4月1日現在において18歳以上の者
令和2年6月30日現在において33歳未満の者

5 試験場の位置及び名称

(1) 男子筆記試験

試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称
鹿児島市鴨池新町6番10号	鹿児島県建設センター
南九州市知覧町郡6204番地	南九州市役所
薩摩川内市若松町9番17号	薩摩川内市農会館
霧島市国分中央一丁目10番2号	第一工業大学
鹿屋市白水町1番地	鹿屋体育大学
曾於市大隅町岩川6491番地2	大隅合同庁舎（国）
奄美市名瀬永田町17番3号	鹿児島県大島支庁
西之表市西之表16314番地6	種子島合同庁舎（国）
大島郡徳之島町亀津553番地1	徳之島合同庁舎（国）

(2) 男子口述試験及び身体検査

試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称
薩摩川内市冷水町539番地2	陸上自衛隊川内駐屯地
霧島市国分福島二丁目4番14号	陸上自衛隊国分駐屯地
鹿屋市西原三丁目11番2号	海上自衛隊鹿屋航空基地
奄美市名瀬永田町17番3号及び奄美市名瀬大字大熊266番地49	鹿児島県大島支庁及び陸上自衛隊奄美駐屯地

西之表市西之表16314番地6	種子島合同庁舎（国）及び委託病院
大島郡徳之島町亀津553番地1	徳之島合同庁舎（国）及び委託病院

(3) 女子筆記試験

試験場の位置	試験場の名称
鹿児島市鴨池新町6番10号	鹿児島県建設センター
南九州市知覧町郡6204番地	南九州市役所
薩摩川内市若松町9番17号	薩摩川内市農民会館
霧島市国分中央一丁目10番2号	第一工業大学
鹿屋市白水町1番地	鹿屋体育大学
曾於市大隅町岩川6491番地2	大隅合同庁舎（国）
奄美市名瀬永田町17番3号	鹿児島県大島支庁
西之表市西之表16314番地6	種子島合同庁舎（国）
大島郡徳之島町亀津553番地1	徳之島合同庁舎（国）

(4) 女子口述試験及び身体検査

試験場の位置	試験場の名称
薩摩川内市冷水町539番地2	陸上自衛隊川内駐屯地
霧島市国分福島二丁目4番14号	陸上自衛隊国分駐屯地
鹿屋市西原三丁目11番2号	海上自衛隊鹿屋航空基地
奄美市名瀬永田町17番3号及び奄美市名瀬大字大熊266番地49	鹿児島県大島支庁及び陸上自衛隊奄美駐屯地
西之表市西之表16314番地6	種子島合同庁舎（国）及び委託病院
大島郡徳之島町亀津553番地1	徳之島合同庁舎（国）及び委託病院

6 応募手続

応募しようとする者は、志願票に所定の事項を記入の上、住所地を管轄する市町村長に提出すること。

なお、志願票は、各市町村において交付する。

南薩地域振興局告示第1号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和元年6月21日

南薩地域振興局長 寺地浩一

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
いるかの家	枕崎市西本町26番地	一般社団法人はやぶさ福祉会	枕崎市高見町27番地	上釜 光輝	平成31年4月1日	短期入所

北薩地域振興局告示第5号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和元年6月21日

北薩地域振興局長 橋口秀仁

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
それいけ！	薩摩川内市東向田町6番2号	医療法人静和会	いちき串木野市湊町一丁目208番地	村上 芽梨	令和元年5月31日	就労移行支援

大隅地域振興局告示第3号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和元年6月21日

大隅地域振興局長 松蘭英昭

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
株式会社ヴィレッジ複合型障がい施設未里	鹿屋市西原二丁目328番	株式会社ヴィレッジ	鹿屋市寿五丁目14番25号	内野 匡章	令和元年6月1日	生活介護・就労継続支援B型

公安委員会公告

警備業交通誘導警備業務1級及び同2級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業交通誘導警備業務1級及び同2級検定を次のとおり実施する。

令和元年6月21日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

1 検定の種別及び級の区分

- (1) 交通誘導警備業務1級
- (2) 交通誘導警備業務2級

2 検定の実施日時、実施場所及び受検定員

(1) 実施日時

ア 交通誘導警備業務1級

令和元年9月28日（土）午前9時から午後5時まで

イ 交通誘導警備業務2級

令和元年9月21日（土）午前9時から午後5時まで

ウ 検定当日の受付時間

午前8時30分から午前9時まで

(2) 実施場所

鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町10番1号）

(3) 受検定員

いずれの検定も30人（受付先着順とする。）

3 検定の受検資格

(1) 交通誘導警備業務1級

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもののうち、次のいずれかに該当するもの

ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第8条第1号に該当する者

イ 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から交通誘導警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けたもの

(2) 交通誘導警備業務2級

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもの

4 検定の方法及び内容

(1) 交通誘導警備業務1級

ア 学科試験

(イ) 警備業務に関する基本的な事項

(i) 法令に関すること。

- (ウ) 車両等の誘導に関すること。
- (エ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。
- (オ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- イ 実技試験
 - (ア) 車両等の誘導に関すること。
 - (イ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。
 - (ウ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 交通誘導警備業務2級
 - ア 学科試験
 - (ア) 警備業務に関する基本的な事項
 - (イ) 法令に関すること。
 - (ウ) 車両等の誘導に関すること。
 - (エ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - イ 実技試験
 - (ア) 車両等の誘導に関すること。
 - (イ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 5 検定申請の手続
 - (1) 受付の期間及び時間帯
 - ア 期間
令和元年7月29日（月）から同年8月9日（金）まで（県の休日を除く。）
 - イ 時間帯
午前8時30分から午後5時まで
 - (2) 提出書類
 - ア 交通誘導警備業務1級
 - (ア) 検定規則に規定する検定申請書（別記様式第1号。以下「検定申請書」という。）
1通
 - (イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
2葉
 - (ウ) 受検者の住所を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。）
1通
 - (エ) 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で、受検者の住所を疎明する書面を提出しないものに限る。）
1通
 - (オ) 交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（3の(1)のアに該当する場合に限る。）
1通
 - (カ) 交通誘導警備業務に係る1級検定受検資格認定書の写し（3の(1)のイに該当する場合に限る。）
1通
 - イ 交通誘導警備業務2級
 - (ア) 検定申請書
1通
 - (イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
2葉
 - (ウ) 受検者の住所を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。）
1通
 - (エ) 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で、受検者の住所を疎明する書面を提出しないものに限る。）
1通
 - (3) 申請先及び申請方法

ア 申請先

受検者が県内に居住する場合における受検者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 申請方法

受検者本人がアの申請先に直接持参により申請すること（受検者本人以外による申請、郵送等による申請は認めない。）。

6 検定手数料

交通誘導警備業務1級及び同2級ともに、14,000円（14,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。）

なお、検定申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。

7 その他

(1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴、ひも付き警笛及び雨着（雨天時のみ）を持参すること。

(3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。

(4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

8 検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター

電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）